

名古屋市定住促進住宅 申込みのご案内

名古屋市・名古屋市住宅供給公社

子育て家族なら
家賃がお得！
子育て割※

ファミリー向け
広い物件を
多数ご用意！

礼金、
仲介手数料、更新料
3つの0円
でお得！

※所得月額 268,000 円以下で、
小学校就学前の子どもがいる世帯

家賃 20% OFF

減額後の家賃が 60,000 円を
下回ることはございません

令和5年
9月1日からの
新入居
敷金
3か月 → 1か月
になりました！

【主なお申込み資格】

- ① 同居する親族または同居予定の親族がいること（単身者の申込みはできません）
 - ② 入居される家族全員の所得合計が月額 158,000 円以上 487,000 円以下であること
(子育て・若年世帯は 123,000 円以上 487,000 円以下であること)
 - ③ 自ら居住するための住宅を必要としていること
- ※子育て・若年世帯・・・中学校修了前の子どもがいる世帯または 35 歳以下の夫婦のみの世帯
※その他のお申込みに関しては 2~5 ページをご覧ください。

募集住宅

お申込みいただける募集住宅については、公社ホームページまたは受付窓口でご確認ください。

《公社ホームページ（定住促進住宅物件検索）》

<https://www.jkk-nagoya.or.jp/teizyu/>



受付窓口

名古屋市住宅供給公社管理課募集係（本社3階） ☎ 052 - 523 - 3875

住まいの窓口（栄地下街）

☎ 052 - 264 - 4682・4683

※ 場所及び営業時間は、裏表紙をご覧ください。

※ 先着順のため、お申し込み時点で受付済みとなっている場合があります。あらかじめご了承ください。

目 次

お申込みからご入居までの手続き	1
1. 住宅の下見	2
2. お申込み（先着順受付）	2
お申込み方法	2
注意事項	3
申込資格等について	4
緊急連絡先の届出について	5
申込みできない世帯構成	5
ご相談いただくときのお願い	5
3. 入居資格の確認（資格審査）	6
必要書類	6
収入基準について	7
収入基準早見表の使える方／収入による判定	9
収入基準早見表の使えない方／所得による判定	10
4. ご契約手続き	12
5. ご入居（鍵の受け取り）	12
家賃について	13
子育て支援のための家賃減額制度	13
駐車場について	13
申込書記入例	14
定住促進住宅一覧	16

《定住促進住宅とは》

- 定住促進住宅は、中堅所得者の市内定住を促進するため、名古屋市が国の補助を受けて建設した賃貸住宅です。

《個人情報の取扱について》

- 申込用紙に記載された個人情報は、個人情報保護に関する法律、名古屋市個人情報保護条例及び名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理します。また、お預かりした個人情報は市営住宅の入居者の募集に関連する業務にのみ使用し、法令に定められた場合を除き第三者に提供、開示することはありません。

【お申込みからご入居までの手続き】

お申込みからご入居までの一般的な手続きについてご案内いたします。

① 住 宅 の 下 見

- ・お申込みの前に、住宅の下見ができます。
- ・詳細は、2ページをご参照ください。

② お 申 込 み (先着順受付)

- ・お申込みは、先着順での受付となります。
- ・ご希望の住宅に空きが無くても待機受付が可能です。
- ・詳細は、2～5ページをご参照ください。

③ 入居資格の確認 (資 格 審 査)

- ・入居資格の確認のため、住民票等の必要書類をご提出していただきます。
- ・審査が通りましたら、契約書類等をお送りいたします。
- ・詳細は、6～11ページをご参照ください。

④ ご 契 約 手 続 き

- ・必要書類をご準備いただき、名古屋市住宅供給公社管理課募集係にてお手続きを行います。
- ・詳細は、12ページをご参照ください。

⑤ ご 入 居 (鍵の受け取り)

- ・契約完了後、入居可能日の7日前（土、日、祝日の場合はその直前の営業日）から鍵をお受け取りいただけます。
- ・詳細は、12ページをご参照ください。

1. 住宅の下見



お申込みの前に住宅の下見ができます。名古屋市住宅供給公社管理課募集係または住まいの窓口にて下見用の鍵をお渡しします（「2. お申込み（先着順受付）」をしていただくまで、住宅の確保はできません）。なお、住宅の下見をしていただいた後は、鍵を当日の営業時間内（裏表紙参照）にご返却ください。

※ 空き住宅には未修繕の住宅もあり、当該住宅については修繕完了まで下見ができません。
あらかじめご了承ください。

2. お申込み（先着順受付）



《お申込み方法》

お申込みの当日に、同封の「名古屋市定住促進住宅入居申込書」を受付窓口にご提出ください。
なお、ご希望の住宅に空き住宅がなくても受付を行います。ご案内可能になりましたら順次ご案内いたします（申込書をご提出いただいた時点で、住宅の確保・待機者受付となります）。

※ 記入例（14ページ参照）をご参考のうえ、黒のボールペンまたは万年筆でご記入ください。
※ 受付窓口は、名古屋市住宅供給公社管理課募集係または住まいの窓口（営業時間等は裏表紙参照）となります。

《注意事項》

- ・お申込み受付完了後は、原則としてお申込み住宅を変更することはできません。
- ・婚約世帯の方に限り、お申込み時にご勤務されていても、ご契約時までに退職される場合、無職・無収入としてお申込みができます（お申込み時に窓口にてご相談ください）。
- ・この場合、入居申込書備考欄に「〇年〇月〇日退職予定」とご記入ください。
なお、**資格審査**時には退職證明書等の提出が必要となります。
- ・現在、名古屋市営住宅または名古屋市定住促進住宅にご入居中の場合は、ご契約手続きの際、現在ご入居中の住宅のご退去手続きを併せて行っていただきます（結婚等により、世帯を分離してのご入居の場合を除きます）。
- ・犬、猫、小鳥などのペットを飼育することはできません。
ご入居にあたっては、ペットを飼育しないことを誓約していただきます。
- ・ご契約を完了しても住民票の住所は変更されません。**入居可能日後 2 週間以内にお申込みご家族全員で住民票の転入・転居手続きを行ってください。**
- ・荷物搬入等の目的で、一部のご家族だけが先に入居することはできません。
- ・名古屋市定住促進住宅では各住宅分の駐車場はあります（各 1 台）が車体の大きさ等の制限があります。ご入居の際にはあらかじめご確認をお願いいたします（13 ページ参照）。
- ・名古屋市定住促進住宅では、自治会等による自治活動が行われています。ご入居後は、自治活動に積極的にご参加・ご協力いただきますようお願いいたします。

NOTICE:

Applications are limited to one apartment for a household.

Applications made for two apartments or more are invalid.

You cannot change the contents on the application form after it has been submitted.

Please make sure that the application is filled in correctly before submitting it.

For further information please contact the Application section of the Nagoya City Housing Supply Corporation at (052) 523 - 3875 or the Sumai-no-Madoguchi at (052) 264 - 4682 or 4683 (Japanese only).

《申込資格等について》（※1～6のすべてに該当する必要があります）

番号	申込資格要件	確認書類
1	同居する親族または同居予定の親族がいること ※ 単身者の方は入居資格がありません	<ul style="list-style-type: none"> ・続柄等の記載のある世帯全員分の住民票 ・住民票が別の場合は戸籍謄本等 ※内縁関係の場合は、住民票に「未届の夫・妻」と記載されており、それぞれ戸籍上の配偶者のないことが確認できることが必要です。 ・婚約者と申込む方は、婚約証明書 ・名古屋市ファミリーシップ制度の宣誓をされた方は、ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書 ・里親に委託されている児童は、里親（措置）決定通知書
2	自ら居住するための住宅を必要としていること	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市外にお住まいの方でもお申込みいただけます。
3	申込者本人及び同居される方全員の収入合計が基準の範囲内であること (7~11ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・収入基準の範囲：所得月額が 158,000 円以上 487,000 円以下であることが必要です。なお、中学校修了前の子どもがいる世帯または35歳以下の夫婦のみの世帯は所得月額の下限が 123,000 円となります。
4	申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族が暴力団員でないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約していただきます。 また、暴力団員であるか否かについて、必要な場合に愛知県警察本部に照会されることに同意していただきます。
5	申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族に、市営住宅または定住促進住宅の未納の家賃等がないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・資格審査時に支払い状況を確認させていただきます。 未納の家賃等がある場合は、速やかにお支払ください。
6	申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族に、過去3年、ただし迷惑行為により明渡請求を受けた方については10年（高齢者、手帳所持者等市営住宅の単身入居理由に該当する方については5年）以内に市営住宅、または定住促進住宅から、明渡請求を受けて退去した方がいないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・資格審査時に確認させていただきます。 (確認書類の提出は必要ありません)

《緊急連絡先の届出について》

入居契約時に、緊急連絡先となる方1名の届出をお願いいたします。

- ◎ できるだけ親族の方で、名古屋市内または名古屋市近郊に居住している方に依頼してください。
- ◎ 緊急連絡先となった方には、入居者の方が病気や事故、長期不在等により連絡が取れなくなった場合にご連絡させていただきます。

《申込みできない世帯構成》

	例	備考
1	夫婦を分割した世帯 (現在離婚調停裁判中または調停裁判予定の方およびDV被害者と認定された方を除く)	離婚調停中または裁判中の方は事件係属証明書の提出が資格審査時に必要です(DV被害者の方は確認書類の提出のみ)。
2	不自然な寄り合い世帯、分割世帯	他に扶養義務者がある方を統合した世帯など
3	兄弟姉妹だけで構成された世帯 (両親死亡等を戸籍上証明できる等の場合を除く)	詳しくは、名古屋市住宅供給公社管理課募集係(裏表紙参照)に、お問い合わせください。

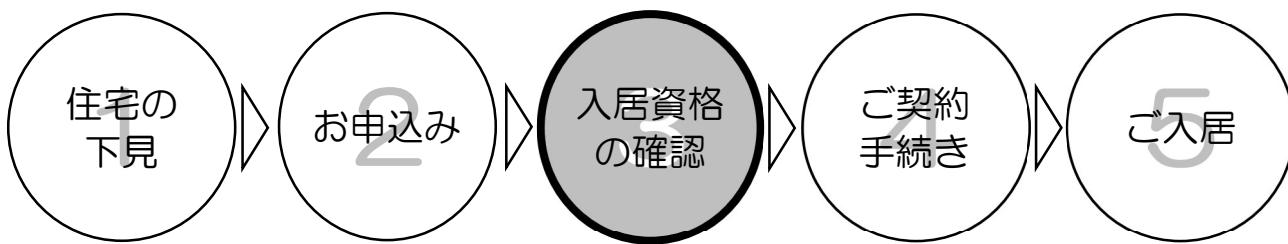
※ これ以外の場合も含め、不自然な世帯構成とみなされる場合には申込みできません。

※ 資格審査において不自然な世帯構成と判定された場合は失格となります。

《ご相談いただくときのお願い》

申込資格の有無等は、全ての書類を提出していただいて初めて確定しますので、それらの書類を確認するまでは最終的な判定はできません。ご相談の段階では口頭や一部の書類だけでご質問いただくことが多いため、後日審査書類を提出された時に、書類の内容によっては判定が変わる場合もあります。口頭や一部書類でのご相談の場合は最終的な判定にならないことを、あらかじめご承知おきください。

3. 入居資格の確認（資格審査）



お申込み住宅のご案内が可能になりましたら、入居資格の確認（資格審査）をさせていただきます。以下の必要書類を揃えていただき、名古屋市住宅供給公社管理課募集係（裏表紙参照）へご提出ください。

※ 必要書類は申込世帯によって異なり、同居される方全員を対象にご提出いただきます。

ご不明な点がありましたら、名古屋市住宅供給公社管理課募集係（裏表紙参照）までお問い合わせください。

※ ご提出いただいた書類は、お返しできませんのでご承知おきください。

《必要書類》

住民票 (世帯全員分)	<ul style="list-style-type: none">「世帯主との続柄」、「本籍」(外国籍の方の場合は「国籍」)の記載があるものをご提出ください。 (婚約世帯でお申込みの場合は、それぞれの世帯全員の住民票・戸籍謄本をご提出ください) (名古屋市ファミリーシップ制度の宣誓をされた方でお申込みの場合は、それぞれの世帯全員の住民票・ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書をご提出ください) ※発行後3か月以内のものをご提出ください。
所得証明書	<ul style="list-style-type: none">市区町村の税務担当課で発行される「扶養関係等の記載がある課税証明書」(所得証明書)をご提出ください(名古屋市の場合は「市民税・県民税証明書」です)。 ※申込者以外の方も18歳以上の方は全員必要です。 ※年金のみの方、無職の方も必要です。 ※発行後3か月以内のものをご提出ください。基本的に申込みの年(1月から6月までの間にお申込みされる場合はその前年)の1月1日に住民登録されている市区町村で発行されますが、念のため該当の市区町村にあらかじめお尋ねください。
誓約書	<ul style="list-style-type: none">住宅名は、お申込みの「定住促進住宅名」をご記入のうえ、ご記名ください。ペットを飼育しないことなど、入居のルールについて誓約をしていただきます。誓約書の用紙はお申込み受付完了時にお渡しします。

その他に、源泉徴収票または確定申告書、給与証明書、退職証明書等が必要となる場合があります。また、資格審査の過程で上記書類以外の書類をご提出いただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

《収入基準について》

申込者ご本人及び同居親族（同居予定者を含む）のうち、収入のある方全員の合計総所得金額により、申込資格等の有無を判定します。

1. 収入計算の対象となる収入は、所得税法上課税の対象となる収入のうち、継続的収入をいいます。

- ① 給与所得 …… 給与・賃金・賞与・残業手当・専従者給与など
- ② 給与所得以外の所得 … 事業所得・配当所得・不動産所得など
- ③ 公的年金等 …… 下表参照

年金の種類	計算の対象となるもの	計算の対象とならないもの
国民年金による年金	老齢基礎年金、通算老齢年金	障害基礎年金、遺族基礎年金 寡婦年金、老齢福祉年金
厚生年金保険法による年金	老齢厚生年金、通算老齢年金	障害厚生年金、遺族厚生年金
国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法による年金	退職共済年金、減額退職年金 通算退職年金	障害共済年金、遺族共済年金

● 上の表のほかにも「課税対象となる」公的年金等は、「収入計算の対象」となります。

2. 収入計算から除外される収入は、生活保護の扶助料・雇用保険金・傷病手当金・労災保険金・休業補償金・遺族年金をはじめとする一部年金・仕送り・給与所得者の一定額までの通勤手当などの課税されない収入等です。

3. 婚約者世帯の方が退職予定で申込む場合のみ無職として扱うことができます。この場合、申込書の備考欄には「〇年〇月〇日退職予定」と記載してください。
なお、資格審査時には退職証明書等の提出が必要となります。

4. 収入計算の対象となる年間収入など

【給与所得者の場合】

1. 申込みの前年1月1日以前から現在まで勤務先等が変わらない方

申込みの前年中の年間総収入金額

2. 申込みの前年1月2日以降に就職・転職した方

採用の翌月分（1日採用でも翌月分）から申込みの前月分までを収入計算の対象とします。

※一定額までの通勤手当など課税対象外の手当は記入しないでください。

- ① 採用後の月数が12か月以上の場合は採用の翌月から12か月分
- ② 採用後の月数が12か月に満たない場合は、下記の計算式で推定の12か月分を算出してください。

$$(A\text{欄}) \text{の金額} \times 12 + (B\text{欄}) = \text{推定の12か月分の収入}$$

↑ 支給月数
(採用の翌月～申込みの前月)

↑ 予定分は含まないこと

③ 申込みの前月以降に就職された方は、1か月分の支払予定額×12で算出してください。

1月申込みで採用が前年4月1日の場合

	給与・手当	賞与	合計
(前年4月1日採用なので前年5月分から)			
前年5月分	250,000		250,000
前年6月分	250,000	400,000	650,000
前年7月分	250,000		250,000
前年8月分	250,000		250,000
前年9月分	250,000		250,000
前年10月分	250,000		250,000
前年11月分	250,000		250,000
前年12月分	250,000	400,000	650,000
(1月申込みなので前年12月分まで)			
8カ月分	A 2,000,000	B 800,000	2,800,000

計算式に入れると

$$A 2,000,000 \text{ 円} \times 12 + B 800,000 \text{ 円} \\ \text{推定の12か月分の収入} \\ = 3,800,000 \text{ 円}$$

《ここに注意》

12か月分の収入に満たない金額を記入しないよう、ご注意ください。

【事業所得者（主に自営業者）の場合】

1. 申込みの前年1月1日以前から現在まで事業が変わらない方

申込みの前年中の年間総所得金額

（申込み前年分の確定申告書控の所得金額、市・県民税の課税の基礎となった総所得金額で確認）

2. 申込みの前年1月2日以降に現在の事業を始めた方

開業の翌月分（1日開業でも翌月分）から申込みの前月分までを収入計算の対象とします。

①開業後の月数が12か月以上の場合は、開業の翌月から12か月分

②開業後の月数が12か月に満たない場合は、下記の計算式で推定の12か月分を算出してください。

$$\frac{(\text{C欄})\text{の金額}}{\text{事業月数}} \times 12 = \boxed{\text{推定の12か月分の所得}}$$

(開業の翌月～申込みの前月)

③なお、申込みの前月以降から現在の事業を始めた方は、1か月分の（総売上-総経費）×12で算出してください。

1月申込みで開業が前年4月1日の場合

	総売上	総経費	総所得
↓			
前年5月分	450,000	250,000	200,000
前年6月分	450,000	250,000	200,000
前年7月分	450,000	250,000	200,000
前年8月分	450,000	250,000	200,000
前年9月分	450,000	250,000	200,000
前年10月分	450,000	250,000	200,000
前年11月分	450,000	250,000	200,000
前年12月分	450,000	250,000	200,000
↑			
8カ月分	3,600,000	2,000,000	C 1,600,000

計算式に入れると

$$\frac{\text{C } 1,600,000 \text{ 円}}{8 \text{ カ月}} \times 12 = \boxed{\text{推定の12か月分の所得} 2,400,000 \text{ 円}}$$

《ここに注意》

12か月分の所得に満たない金額を記入しないよう、ご注意ください。

【年金受給者の場合】

1. 申込みの前年1月1日以前から年金を受けている方

申込みの前年中の年間総収入金額

2. 申込みの前年1月2日以降に年金を受け始めた方

受給開始の翌月分（1日受給開始でも翌月分）から申込みの前月分までを収入計算の対象とします。

①受給後の月数が12か月以上の場合は、受給開始の翌月から12か月分（C欄の数字）

②受給後の月数が12か月に満たない場合はこの計算式で推定の12か月分を算出してください。

$$\frac{(\text{C欄})\text{の金額}}{\text{受給月数}} \times \text{年間受給月数} = \boxed{\text{推定の12か月分の収入}}$$

(受給開始の翌月～申込みの前月)

③ なお、申込月の前月以降から受給開始になった方は、1回分の支給額×6回で計算してください。

1月申込みで受給開始が前年4月1日の場合

	年金種類A	年金種類B	合 計
↓			
前年5月分			支給されない月
前年6月分	70,000	210,000	280,000
前年7月分			支給されない月
前年8月分	70,000	210,000	280,000
前年9月分			支給されない月
前年10月分	70,000	210,000	280,000
前年11月分			支給されない月
前年12月分	70,000	210,000	280,000
↑			
8カ月分	280,000	840,000	C 1,120,000

計算式に入れると

$$\frac{\text{C } 1,120,000 \text{ 円}}{4 \text{ 回分}} \times 6 \text{ 回分} = \boxed{\text{推定の12か月分の収入} 1,680,000 \text{ 円}}$$

《ここに注意》

12か月分の収入に満たない金額を記入しないよう、ご注意ください。

《収入基準早見表の使える方／収入による判定》

すべての世帯が収入基準早見表を使って判定できる訳ではありません。次の①～④の全てに該当する場合に限って判定ができます（該当されない世帯は10・11ページの計算が必要です）。

- ① 収入のある方が一人だけ
- ② 年金を受給している方がいない
- ③ 特別控除（11ページ参照）に該当する方がいない
- ④ 入居予定世帯員以外で、所得税法上扶養している親族がない

■ 収入基準早見表

年間総収入金額でみる収入基準早見表
(給与所得者の場合)

※この表は、給与所得者が1人で、特別控除対象者及び年金受給者がいない場合の早見表です。

同居扶養人数	総 収 入 金 額	
	下 限	上 限
1人 (2人家族)	3,512,000円 (2,912,000円)	8,248,889円
2人 (3人家族)	3,996,000円 (3,452,000円)	8,654,000円
3人 (4人家族)	4,472,000円 (3,948,000円)	9,034,000円
4人 (5人家族)	4,948,000円 (4,420,000円)	9,414,000円
5人 (6人家族)	5,420,000円 (4,896,000円)	9,794,000円

合計総所得金額でみる収入基準早見表
(自営業者の場合)

※この表は、事業所得者等の方が1人で、特別控除対象者及び年金受給者がいない場合の早見表です。

同居扶養人数	総 所 得 金 額	
	下 限	上 限
1人 (2人家族)	2,276,000円 (1,856,000円)	6,224,000円
2人 (3人家族)	2,656,000円 (2,236,000円)	6,604,000円
3人 (4人家族)	3,036,000円 (2,616,000円)	6,984,000円
4人 (5人家族)	3,416,000円 (2,996,000円)	7,364,000円
5人 (6人家族)	3,796,000円 (3,376,000円)	7,744,000円

※（ ）は、子育て・若年世帯（中学校修了前の子どもがいる世帯または35歳以下の夫婦のみの世帯）の場合

注意事項

- 同居扶養人数に、申込者ご本人は含まれません。たとえば4人家族で他に扶養親族がない場合は、同居扶養人数3人の記載金額をご覧ください。
- 婚約者とお申込みの2人世帯で、他に扶養親族がない場合は、同居・扶養親族数1人の記載金額をご覧ください。

《収入基準早見表の使えない方/所得による判定》

※ 以下の①～④の手順に従い、お申込み世帯の所得月額を算出してください。

① 収入を所得へ換算する

〈給与所得の場合〉 年間総収入金額から年間総所得金額を計算します⇒Ⓐ

- ・総収入金額から総所得金額を計算する方法（給与所得以外の所得にはこの計算式は使用できません）。

年間総収入金額	年間総所得金額
651,000円未満	0円
651,000円以上～1,619,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	端数処理を します（説明 は下記参照）
1,800,000円以上～3,600,000円未満	端数処理後の年間総収入金額 × 0.6
3,600,000円以上～6,600,000円未満	端数処理後の年間総収入金額 × 0.7 - 180,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	端数処理後の年間総収入金額 × 0.8 - 540,000円
8,500,000円以上	年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000円
	年間総収入金額 - 2,050,000円

※ 所得税法における給与所得の金額とは異なる場合があります。

【端数処理の方法】

（例）2,831,597円の場合

- ① 年間総収入金額を4,000で割って小数点以下を切り捨てる。→ ① $2,831,597 \div 4,000 = 707.899\cdots$
- ② ①で算出した金額に4,000を掛ける。→ ② $707 \times 4,000 = 2,828,000$
 ● 2,828,000円を端数処理後の年間総収入金額とします。

〈事業所得等の場合〉 年間総所得金額を使用します⇒Ⓑ

- ・8ページの収入基準「4. 収入計算の対象となる年間収入など」の【事業所得者（主に自営業者）の場合】の年間総所得金額の欄を参照して、年間総所得金額を確認してください。

〈公的年金等の場合〉 下記の表により年間総所得金額を算出してください⇒Ⓒ

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額（A）	年間総所得金額
65歳以上の方	330万円未満	年間総所得金額 = (A) - 1,200,000円
	330万円以上 410万円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.75 - 375,000円
	410万円以上 770万円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.85 - 785,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.95 - 1,555,000円
	1,000万円以上	年間総所得金額 = (A) - 2,055,000円
65歳未満の方	130万円未満	年間総所得金額 = (A) - 700,000円
	130万円以上 410万円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.75 - 375,000円
	410万円以上 770万円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.85 - 785,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.95 - 1,555,000円
	1,000万円以上	年間総所得金額 = (A) - 2,055,000円

※ 所得税法における公的年金等に係る雑所得の金額とは異なる場合があります。

（注）65歳未満であるかどうかの判定は、申込みされた年の1月1日時点の満年齢によります。



② 得られた所得を合算する Ⓢ + Ⓣ + Ⓤ = Ⓥ

- ・給与所得（Ⓐ）、事業所得等（Ⓑ）、公的年金等（Ⓒ）のいずれかのみがある方は、その金額が総所得金額（Ⓓ）となります。
- ・Ⓐ～Ⓒのうち複数の所得がある方は、それらの所得を合算した金額が総所得金額（Ⓓ）となります（例えば、給与と課税対象年金の両方を受けている場合や、自営業と会社勤めの両方で収入を得ている場合が該当します）。

※ここで計算された総所得金額（Ⓓ）は、所得税法における所得の金額とは異なる場合があります。



次のページ

③ 世帯全員の総所得金額を算出する ①(1人目) + ①(2人目) + ... = ②

- ・所得のある方が1人の世帯は、②で得られた金額が世帯全員の総所得金額(②)となります。
- ・所得のある方が2人以上いる世帯は、所得のある方それぞれについて総所得金額(②)を計算します。所得のある方全員の②を合計した金額が、世帯全員の総所得金額(②)となります。
(例えば、夫婦が共働きの場合や親子で仕事をしている場合が該当します)

④ 必要な控除をし、12で割って所得月額を算出し、収入基準を確認する

※世帯全員の総所得金額

$$\{② \text{ 円} - (38 \text{ 万円} \times \boxed{\text{人}} + \boxed{\text{円}})\} \div 12 = \boxed{\text{円}}$$

一般控除
(下表1、2)
↑
同居・扶養親族数
(申込者本人は含まれません)

特別控除
該当する方のみ (下表3~8)

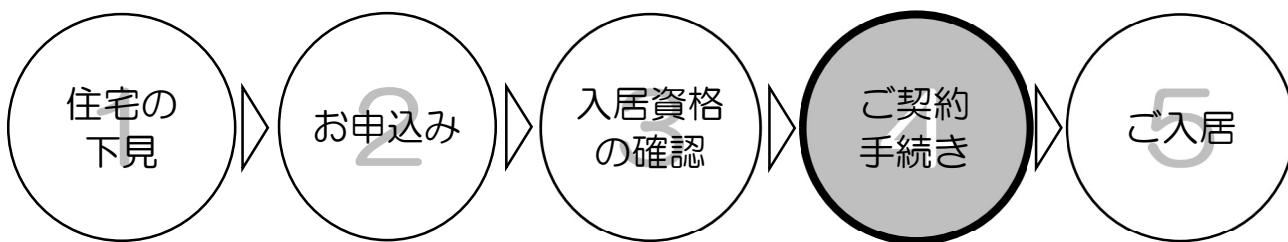
世帯構成	所得月額
一般世帯	158,000円以上 487,000円以下
子育て・若年世帯	123,000円以上 487,000円以下

※子育て・若年世帯…中学校修了前の子どもがいる世帯または35歳以下の夫婦のみの世帯

用語	範囲			控除額 (1人につき年間)	
一般控除	1. 同居親族	申込者本人以外の配偶者または親族などで、一緒に定住促進住宅に入居しようとする方(例)夫・妻・子供・父・母など		38万円	
	2. 同居していない扶養親族	定住促進住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族である方(仕送りをしているだけでは、扶養親族になっていない場合が多いので注意してください)		38万円	
特別控除	3. 老人扶養親族	扶養親族で70歳以上の方		10万円	
	4. 老人配偶者	同一生計配偶者で70歳以上の方		10万円	
	5. その他の扶養親族	扶養親族で16歳以上23歳未満の方(同一生計配偶者は除く)		25万円	
特別控除	6. 障害者	申込者本人又は1・2のどちらで次に該当する方	特別障害者 障害者	身体障害者手帳1・2級所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、愛護手帳1・2度所持者、戦傷病者手帳特別項症～第3項症所持者、被爆者健康手帳所持者のうち厚生労働大臣の認定患者他	40万円
					27万円
特別控除	7. 寡婦	申込者ご本人あるいは同居親族で所得税法上の寡婦に該当する方		その方の総所得金額(②)が27万円以上の場合 その方の総所得金額(②)が27万円未満の場合	27万円 その所得金額
	8.ひとり親	申込者ご本人あるいは同居親族で所得税法上のひとり親に該当する方		その方の総所得金額(②)が35万円以上の場合	35万円
				その方の総所得金額(②)が35万円未満の場合	その所得金額

- (注1) 現在別居中で定住促進住宅に同時に入居しようとする親族の方や婚約者の方なども、同居親族に含まれます(申込者ご本人を除きます)。
- (注2) 扶養親族、老人扶養親族、同一生計配偶者、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親はいずれも所得税法上に規定されている方です。
- (注3) 年齢は申込日現在の満年齢で計算します。

4. ご契約手続き



入居資格のあることが確認できましたら、「入居者決定通知書」や住宅の下見・ご契約手続きに必要な書類を送付させていただきます。

※ 書類送付以降、ご契約手続き完了までの期間にも住宅の下見は可能です。詳細につきましては、書類送付時にご案内いたします。

必要な書類等がご準備できましたら、名古屋市住宅供給公社管理課募集係にお越しいただき、ご契約手続きを行っていただきます。

- ・ご契約手続きにお越しいただく前に敷金の納付を行ってください。また、ご契約手続きの際には、申込者ご本人の印鑑登録証明書・敷金の領収証書が必要となります。
- ・「子育て支援のための家賃減額制度（13ページ参照）」の対象世帯でも、敷金の減額はありません。
- ・ご契約手続きの際、必要な書類が不足している場合は、ご契約手続きができません。書類の不足がないよう十分ご注意ください。
- ・現在、名古屋市営住宅または名古屋市定住促進住宅にご入居中の場合は、ご契約手続きの際、現在ご入居中の住宅のご退去手続きを併せて行っていただきます（結婚等により、世帯を分離してのご入居の場合を除きます）。
- ・ご契約手続きが完了いたしましたら、「契約書」「契約手続完了通知書」等をお渡ししますので、以降大切に保管いただきますようお願いいたします。

5. ご入居（鍵の受け取り）



鍵の受け取りは、入居可能日の7日前（土、日、祝日の場合はその直前の営業日）からできます。

- ・鍵は、該当の方面事務所または管理事務所にてお渡ししますので、あらかじめ該当の事務所へお電話のうえ、日時調整をしていただきますようお願いいたします。また、お受け取りの際は、ご契約手続き完了時にお渡しする「契約書」「契約手続完了通知書」等が必要となります。
- ・お渡しする鍵は3本となります。この鍵以外にマスターキーやスペアキーはありません。紛失された場合、実費負担となりますのでなくさないよう十分ご注意ください。
- ・現在のお住まいが名古屋市営住宅または名古屋市定住促進住宅の方は、退去日（新しくお住まいの住宅の入居可能日の前日）から1週間以内に該当の方面事務所または管理事務所へご返却していただきます。

【家賃について】

定住促進住宅の家賃は、民間賃貸住宅並みの家賃で、収入等により変動しない固定家賃です。

また、住宅や間取りにより家賃が異なります（16・17ページ参照）。

※ 家賃については、公社ホームページ内の「定住促進住宅物件検索」にてご確認ください。

<https://www.jkk-nagoya.or.jp/teizyu/>



※ シティファミリー上社・シティファミリー御器所・シティファミリーマーの内につきましては、別途清掃費（共益費）を毎月2,000円ご負担いただきますのでご承知おきください。

【子育て支援のための家賃減額制度】

所得月額が123,000円以上268,000円以下で小学校就学前のお子さんがいる世帯の方は、家賃の20%が減額されます。

※ ただし、減額後の家賃が60,000円を下回ることはありません。

※ また、敷金は減額されません。

※ 減額を受けている方で、翌年度も引き続き減額を受ける要件を満たしている方は、更新手続き（毎年3月末日までに申請）をすることにより、翌年度も引き続き減額されます。

【駐車場について】

定住促進住宅にご入居いただく方については駐車場をご利用いただけます。

ご利用にあたっては、住宅契約後に別途駐車場契約をしていただく必要があります。

●駐車場の契約手続きや空き状況についてのお問い合わせ先●

名古屋市住宅供給公社（方面事務所）

●東部事務所☎052-774-3871 ●南部事務所☎052-823-1315

●西部事務所☎052-303-2251 ●北部事務所☎052-529-1261

〈方面事務所の管轄区域は、下記ホームページをご参照ください〉

https://www.jkk-nagoya.or.jp/otoiawase/nyuukyo_taikyo.html/



◎ ご契約いただける自動車について

- 自家用自動車等で幅1.8m以下、長さ4.9m以下のものであること

（立体式駐車場及び機械式駐車場の場合は、この他に高さや重さの制限があります）

◎ 駐車場を契約される方は、契約時に車検証（コピー）・駐車場使用料金・敷金（使用料金の3か月分）が別途必要です。

※住宅によっては、ご希望に添えない場合があります。
あらかじめご承知おきください。

【申込書記入例】

※ 申込書は、黒のボールペンか万年筆でご記入ください。

《備考欄への記入について》

●身体障害者手帳、愛護手帳等を所持されている方は、その程度をご記入ください。

●申込世帯員の中に、お申込みをする年の途中で退職し、現在無職の方がいる場合は、退職年月日をご記入ください。

入居可能日				登録No	-					
名古屋市定住促進住宅入居申込書				住宅コード	-					
(あて先) 名古屋市長				令和 00 年 0 月 0 日 フリガナ ナゴヤ タロウ						
申込者 名古屋 太郎				受付印						
<p>次のとおり名古屋市定住促進住宅への入居の申込みをします。申込みの内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申しません。 なお、入居を希望する世帯員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ）でないことを誓約します。また、名古屋市定住促進住宅条例第26条の2の規定により、暴力団員であるかについて、愛知県警察本部長に意見を聞くことに同意し、その結果、入居後に暴力団員であることが判明したときは、速やかに当該定住促進住宅を明け渡すことを誓約します。</p>										
申込住宅名	シティファミリー〇〇 A 棟 101 号			受付印						
申込者の現住所	住所			電話番号（自宅／携帯等）						
	〒 460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号ハイツ愛知A棟101号			(自宅) (052) 000-0000 (携帯) 090-0000-0000						
入居を希望する世帯員 （計2人）	員番	フリガナ	続柄	性別	生年月日	満年齢	職業	就業又は開業年月	備考	
	①	ナゴヤ タロウ	申込者本人	男	大・昭・平 00 00 00	00 才	会社員	昭・平・令 0 年 0 月	身体障害者手帳4級	
	②	ナゴヤ ハナコ	妻	男	大・昭・平 00 00 00	00 才	無職	昭・平・令 0 年 0 月	令和〇年〇月〇日退職	
	③			男	大・昭・平・令 00 00 00	才		昭・平・令 年 月		
	④			女	大・昭・平・令 00 00 00	才		昭・平・令 年 月		
	⑤							昭・平・令 年 月		
<p>●無職である場合は、職業欄に「無職」とご記入ください。</p>										
主な生計者の勤務先	〇〇〇〇会社 営業部			勤務先所在地	〒 000-0000 名古屋市西区〇〇町1番1号 名古屋城ビル10階			勤務者員番		
<p>・緊急連絡先となる方は、できるだけ親族の方で名古屋市内又は名古屋市近郊に居住している方に依頼してください（契約時には緊急連絡先になる方の署名が必要です）。 ・緊急連絡先となった方には、入居者が病気や事故、長期不在等により連絡が取れなくなった場合にご連絡させていただきます。</p>										
緊急連絡先住所	氏名 フリガナ アイチ タロウ 愛知 太郎			性別 男 昭・平・令 00 00 00	生年月日	申込者との関係 妻の父	備考			
	〒 000-0000 名古屋市中川区〇〇町〇〇番地の〇			勤務先名称	名古屋市公社物産（株）					
	電話番号 (052) 000-0000 携帯 090-0000-0000				電話番号 (052) 000-0000					
<p>※以下の項目は申込者の方はご記入の必要はありません。</p>										
事業者名				担当者名				内覧同行の希望	有	無
店名				連絡先（携帯等）						
内覧住宅名	棟 号 内覧日時				年 月 日 AM PM 時					
審査・決裁欄	名古屋市	住宅管理課長	住宅管理課	供給公社	管理課長	管理課				

●申込住宅名をご記入ください。

●現住所は、アパート名、部屋番号等、詳しくご記入ください。

●郵便番号の記入忘れにご注意ください。

●電話番号は、必ずご記入ください。

●身体障害者手帳等の所持者は手帳の種類とその程度をご記入ください。

●退職の方は、「〇年〇月〇日退職」とご記入ください。

●勤務先が世帯員の誰のものかわかるよう、該当者の氏名欄の左上の丸数字（員番）をご記入ください。

メモ

【定住促進住宅一覧】

区	住宅名	所在地	月額家賃（円）	間取り	給湯設備
			月額駐車場使用料（円）		
千種	シティファミリー 霞ヶ丘	千種区霞ヶ丘2丁目 6番10号・11号	74,900・75,300 7,900	3LDK	3点給湯
北	喜惣治荘	北区喜惣治二丁目 200番地	77,000・80,000 5,000	3LDK	風呂釜
	シティファミリー 上飯田	北区上飯田東町 5丁目42番地	74,000・74,300 7,100・7,800	3LDK	3点給湯
西	稻生荘	西区稻生町字松先 2200番地の140	73,000・76,000 7,500	3LDK	風呂釜
	比良荘	西区清里町 69番地の90	68,200 5,500	3LDK	風呂釜
	貝田荘	西区貝田町1丁目 86番地	83,100 8,000	3LDK	2点給湯
	シティファミリー 名塚	西区名塚町2丁目 37番地	78,900・82,200 7,600・8,300	3LDK	2点給湯
	シティファミリー 中小田井	西区中小田井二丁目 99番地	72,400～74,400 6,100	3LDK	3点給湯
中村	シティファミリー 向島	中村区向島町5丁目 28番地の8	75,000 8,600	3LDK	3点給湯
中	正木荘	中区正木三丁目 4番33号	86,500・87,000 10,900・11,900	3LDK	3点給湯
	シティファミリー 丸の内	中区丸の内三丁目 10番27号	100,900～111,700 19,600～23,600	3LDK	3点給湯
	シティファミリー 栄	中区栄一丁目 30番35号	81,300～92,000 25,000	2LDK・ 3LDK	3点給湯
昭和	シティファミリー 御器所	昭和区御器所通 3丁目14番地	99,700・105,300 11,600	3LDK・ 4LDK	3点給湯
	シティファミリー 杣中	昭和区隼人町 2番地の1	86,000 18,000・19,000	3LDK	3点給湯
中川	春田荘	中川区春田二丁目 32番地	70,500 5,700・6,200	3LDK	風呂釜
	打出荘	中川区打出一丁目 68番地	65,000～69,000 6,400	3LDK	風呂釜
	丸米荘	中川区丸米町2丁目 129番地	68,000 6,600	3LDK	風呂釜
	たかはた荘	中川区上高畠二丁目 180番地	74,000 7,900	3LDK	2点給湯
	シティファミリー 上流	中川区上流町1丁目 35番地の1	71,000 7,000	3LDK	風呂釜
	清船荘	中川区清船町1丁目 1番地の12	66,000 6,400・7,000	3LDK	風呂釜
	シティファミリー 江松	中川区江松二丁目 233番地	71,000・71,400 4,000	3LDK	3点給湯
	シティファミリー 吉良	中川区吉良町 10番地の8	73,900 7,700・8,400	3LDK	3点給湯
	シティファミリー 宮田	中川区新家一丁目 704番地	73,200・73,600 5,000	3LDK	3点給湯

区	住宅名	所在地	月額家賃（円）	間取り	給湯設備
			月額駐車場使用料（円）		
港	港北南荘	港区港北町2丁目 34番地	63,000~65,500 6,300	3LDK	風呂釜
	シティファミリー 稻永	港区野跡五丁目 2番1号	71,400 5,000・5,500	3LDK	3点給湯
	シティファミリー 鴨浦	港区野跡二丁目 5番4号	73,400 3,900・4,200	3LDK	3点給湯
	シティファミリー 東稻永	港区稻永三丁目 2番11号	73,100・73,500 5,400	3LDK	3点給湯
	シティファミリー みなと	港区野跡四丁目 6番20号	72,400・72,900 5,000	3LDK	3点給湯
南	鶴田荘	南区鶴田二丁目2番	68,700・70,900 6,600	4DK	設置無
守山	シティファミリー 小幡北山	守山区緑ヶ丘 110番地	70,300~71,800 5,000	3LDK	3点給湯
	シティファミリー 小幡駅前	守山区小幡南一丁目 24番17号	74,400・80,700 8,000	3LDK	3点給湯
	シティファミリー 小幡宮ノ腰	守山区小幡宮ノ腰 1番3号・13号	73,400・73,900 5,000	3LDK	3点給湯
	エコビレッジ 志段味	守山区桜坂一丁目 101番地	64,000~74,000 4,000	2LDK・ 3LDK	3点給湯
緑	シティファミリー 小坂	緑区小坂一丁目 901番地	75,000 5,500	2LDK・ 3LDK	2点給湯
	シティファミリー 鳴海小森	緑区鳴海町字小森 48番地の1	74,200 6,600	3LDK	3点給湯
名東	天神下荘	名東区天神下 139番地・147番地	59,500~62,000 6,000	3LDK	T-A棟：設置無 T-B棟：風呂釜
	シティファミリー 上社	名東区上社一丁目 802番地	88,300~113,300 12,400・15,400	3LDK・ 4LDK	3点給湯
天白	一つ山荘	天白区一つ山1丁目 65番地・3丁目24番地	61,500~70,000 6,000	3LDK	T-A棟：設置無 その他：風呂釜
	西入荘	天白区西入町241番地	62,500・64,500 5,000	3LDK	設置無

※ 「給湯設備」について

使用箇所 給湯設備	浴 室	キッキン	洗 面 所
3点給湯	○	○	○
2点給湯	○	○	×
風呂釜	○	×	×

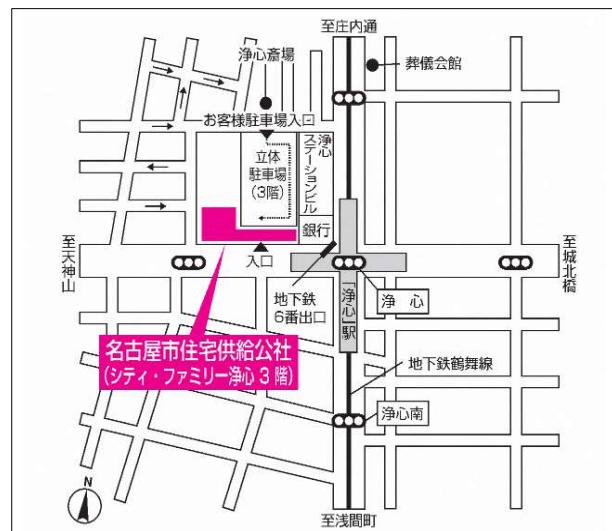
「設置無」：浴室スペースはありますが、風呂釜の設置はご入居者様の負担となります。

- ※ シティファミリー上社・シティファミリー御器所・シティファミリーハー丸の内につきましては、別途清掃費（共益費）を毎月2,000円ご負担いただきますのでご承知おきください。
- ※ 月額家賃・月額駐車場使用料につきましては、発行月時点での金額となります。

定住促進住宅の申込等に関するお問合せ先

名古屋市住宅供給公社管理課

(所在地) 名古屋市西区浄心一丁目1番6号
シティ・ファミリー浄心3階
(地下鉄鶴舞線「浄心」駅下車6番出口より西へ50m)
電 話 … 052-523-3875
F A X … 052-523-3863
営業時間 … 午前8時45分～午後5時15分
(毎週木曜日は、午後7時まで営業)
(ご相談等の場合は終了30分前までにおいでください)
休 業 日 … 土曜日・日曜日・国民の祝日
年末年始(12/29～1/3)
主な業務 … 募集住宅の総合案内、
住宅の申込受付、入居資格等の案内



住まいの窓口（栄地下街）

(所在地) 名古屋市中区栄三丁目5番12号先
電 話 … 052-264-4682・4683
F A X … 052-264-4681
営業時間 … 午前10時～午後7時
(ご相談等の場合は終了30分前までにおいでください)
休 業 日 … 毎週木曜日・第2／第4水曜日
年末年始(12/29～1/3)
主な業務 … 住宅相談、住宅の申込仮受付



《市営住宅／定住促進住宅／公社賃貸住宅のご案内》

名古屋市住宅供給公社ホームページ

<https://www.jkk-nagoya.or.jp/>

QRコードを対応
端末で読み取って
いただくと、ホー
ムページにアクセス
できます。

名古屋市住宅供給公社

検索

※ 市営住宅の募集予定や定住促進住宅の空き状況が確認できます。